

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します

平成29年 7月 7日

大台町監査委員 中 井 裕
大台町監査委員 堀 江 洋 子

1. 監査結果の措置対象

総務課（平成28年度随時監査による指摘事項）

- ・（現金の）保管体制について

2. 監査結果報告年月日

平成28年12月22日

3. 監査結果に対する措置通知年月日

平成29年 7月 7日

4. 指摘事項と措置状況の内容

別紙のとおり

平成28年度 随時監査に対する措置状況報告

総務課

指摘事項等	改善措置内容
<p>5 保管体制について</p> <p>時間外の本庁舎への入退室については、現在チェックがされておらず、だれでも入室が可能な状況であることから、時間外出入口は施錠し、厳重な庁舎管理をされたい。</p>	<p>時間外については、現在日直、当直者による庁舎管理を行っているが、常時当直室に控えているわけではないことから、防犯カメラを夜間出入口及び正面玄関に設置し、平成29年7月1日から運用を開始した。</p>
<p>まとめ</p> <p>今回実施した行政監査は、盗難事件を受けたものであるが、現金を取り扱う部署だけに限らず、全職員の意識の向上により、紛失、盗難、不正等を行わせない組織環境づくりにも積極的に取り組まれることを望む。</p>	<p>コンプライアンス研修会を平成29年2月28日、3月23日に実施し、公務員としてコンプライアンスの重要性の認識を徹底した。</p>